

【共通】

業務名： 境港港湾脱炭素化推進計画策定業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、境港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けて、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル(国土交通省港湾局産業振興課2023年3月)に基づき、国土交通省中国地方整備局や協議会構成員企業との協議及び境港港湾脱炭素化推進協議会での指摘・意見を踏まえ、過年度に作成した計画(素案)を修正し「境港港湾脱炭素化推進計画」を立案するものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成31年4月10日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)」、「境港港湾脱炭素化推進計画策定業務特記仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務 港湾脱炭素化推進計画策定 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・本計画策定にあたっては、国土交通省中国地方整備局と調整が必要である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に協議会の開催を行うこととしており、その結果を計画に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 ・境港港湾脱炭素化推進計画 1式 ・港湾脱炭素化推進計画(概要版) 1式 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				関連業務		・特になし
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		本業務については見積りにて積算しており、内訳は積算参考資料を参照すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウエズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				諸法規の遵守について		受注者は業務の履行にあたり、諸法規を遵守し点検の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
追加				手直し		受注者は本業務が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。
追加				協議簿の提出		協議後は7日以内に協議記録簿を提出すること。
追加				その他		工期内においても、調査職員から成果品の一部の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
追加				その他		

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 —設計条件については初回打合せ時に確認することとする。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入主等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、主木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。
追加				特殊な条件		・特になし
追加				条件明示チェックシート		設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。
追加				関係機関協議(資料作成)		・国土交通省、港湾脱炭素化推進協議会構成員、境港利用関連企業等
追加				施工計画		—詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				仮設設計		—詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。

境港港湾脱炭素化推進計画修正業務 特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、設計図書及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局令和5年3月）に定めのない、その他の必要な事項について定めるものであり、受注者は本仕様書を遵守し、適正な業務の遂行を図るものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、境港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向けて、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル（国土交通省港湾局産業振興課2023年3月）に基づき、国土交通省中国地方整備局や協議会構成員企業との協議及び境港港湾脱炭素化推進協議会での指摘・意見を踏まえ、過年度に作成した計画（素案）を修正し「境港港湾脱炭素化推進計画」を立案するものである。

第3条 業務の内容

1. 計画準備

本業務を行うに当たり、事前に業務の目的及び内容の把握に努めるとともに、本業務を効率的に処理するため、業務内容・業務処理の手順等について検討し、業務計画を立案するものとする。

2. 関係機関との協議資料作成・対応補助

国土交通省からは、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けて、関係機関（地方整備局、協議会構成員）との十分な協議・調整を義務付けている。このため、国土交通省中国地方整備局や協議会構成員企業（主要企業7社程度）との協議資料の作成、各協議の指摘・意見への対応資料の作成を行うものとする。

3. 港湾脱炭素化推進計画（素案）の修正

国土交通省中国地方整備局や協議会構成員企業との協議結果、境港港湾脱炭素化推進協議会での指摘・意見を十分に踏まえた上で、港湾脱炭素化推進計画（素案）の修正を行うものとする。なお、計画（素案）の修正にあたっては、港湾管理者及び協議会構成員企業が今後想定している事業計画等を考慮した上で、港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体を整理すること。

4. 協議・打合せ

協議・打合せは、初回（1回）、中間（1回）、最終（1回）の計3回行うものとする。

5. 報告書作成

上記内容をとりまとめ、報告書を作成する。

第4条 成果品の提出

業務成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| ・報告書 A4版 | 1部 |
| ・電子媒体（CD-ROM 又は DVD-R） | 2部 |
| ・港湾脱炭素化推進計画 | 1式 |
| ・港湾脱炭素化推進計画（概要版） | 1式 |

第5条 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、調査職員と適宜協議・打合せを行うなど密接な連絡をとりながら業務を遂行すること。疑義が生じた場合は、調査職員と速やかに協議すること。
- ・業務の実施により知り得た情報は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の了解がなければ何人にもこれを公表・貸与できない。

- ・業務の実施にあたり必要となる資料については、業務着手時打合せにおいて、双方確認し貸与することとする。また、受注者に貸与した資料及び情報は、発注者の了解無く第三者に流布してはならない。
- ・関連する他業務の進捗状況等、密接に連絡・調整を行うこと。

(参考文献)

- ・「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル 2023年3月国土交通省 港湾局 産業港湾課

(貸与資料)

- ・境港港湾計画改訂資料作成業務委託報告書 令和3年3月
- ・境港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務委託報告書 令和6年3月

